

寄居町公民館使用料免除団体の認定に関する規程

(趣旨)

第1条 この告示は、寄居町公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則(昭和55年寄居町教育委員会規則第6号)第14条第10号の規定に基づき寄居町公民館使用料免除団体(以下「使用料免除団体」という。)の認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請の手順)

第2条 使用料免除団体として認定を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、教育委員会に対して、寄居町公民館使用料免除団体認定申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 申請団体は、認定を受けようとする年度の4月1日の1月前から前項の申請書を提出することができる。

(認定の手順)

第3条 教育委員会は、申請書の受理後速やかに認定可否を決定し、結果を申請団体の代表者に通知するものとする。

(認定の基準)

第4条 公民館使用料免除団体として認定する団体は、次に掲げる要件を具備していなければならない。

- (1) 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体であること。
- (2) 営利事業、政治活動又は宗教活動を目的としない任意団体であること。
- (3) 申請団体の会員が原則10人以上で、その8割以上が、町内に在住、在勤又は在学であること。

(認定の取り消し)

第5条 教育委員会は、申請内容等に偽りがあったとき又は不適正な使用等があったときは、使用料免除団体の認定を取り消すことができる。

(その他)

第6条 認定の申請を行った団体は、第3条に規定する認定の可否の決定を受けるまでは、寄居町公民館以外の寄居町又は寄居町教育委員会が管理する施設の使用料免除団体の認定の申請を行ってはならない。

2 第3条の認定を受けた団体は、寄居町公民館以外の寄居町又は寄居町教育委員会が管理する施設の使用料免除団体の認定を受けてはならない。

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。